



栃木県公報

令和4(2022)年
3月31日(木)
号外
第21号

目次

公安委員会

- 栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部改正..... 1
- 栃木県警察本部組織規則の一部改正..... 1
- 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部改正..... 3

警察本部

- 栃木県警察事務決裁規程の一部改正..... 3
- 栃木県警察文書取扱規程の一部改正..... 4

公安委員会

栃木県公安委員会規則第4号

栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和4年3月31日

栃木県公安委員会委員長 古澤利通

栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則（昭和34年栃木県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第1条関係）

警察職員定員表

階級等 本部 警察署	警察官						警察官以外の職員	合計
	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	計		
警察本部	73	137	499	366	144	1,219	316	1,535
警察署	45	112	474	641	938	2,210	148	2,358
合計	118	249	973	1,007	1,082	3,429	464	3,893

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

栃木県公安委員会規則第5号

栃木県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県公安委員会委員長 古澤利通

栃木県警察本部組織規則の一部を改正する規則

栃木県警察本部組織規則（昭和39年栃木県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(地域課)	(地域課)

第20条 地域課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)～(4) 略
- (5) 警ら用無線自動車及び警察用船舶_____の運用に関すること。
- (6)～(9) 略

(鉄道警察隊)

第21条 地域課に鉄道警察隊_____を附置する。

2 略

(捜査第二課)

第27条 捜査第二課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 偽造、贈収賄、詐欺(組織犯罪対策第一課の所掌に属するものを除く。)、背任、横領その他の知能的犯罪の捜査に関すること。
- (2)・(3) 略

(組織犯罪対策第一課)

第29条 組織犯罪対策第一課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)～(4) 略
- (5) 特殊詐欺に係る犯罪の捜査に関すること。
- (6)・(7) 略

(警備部の分課)

第42条 警備部に次の課及び隊を置く。

- 警備企画課
- 警備第一課
- 警備第二課
- 国体・障スポ対策課
- 機動隊

(警備企画課)

第42条の2 警備企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警備警察の企画運営に関すること。
- (2) 警備情報の収集、整理その他警備情報に関すること(警備第一課の所掌に属するものを除く。)
- (3) 警備犯罪の捜査に関すること(警備第一課の所掌に属するものを除く。)
- (4) 警備警察に関する資料の整備及び保存に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の所掌

第20条 地域課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)～(4) 略
- (5) 警ら用無線自動車、警察用船舶及び警察用航空機の運用に関すること。
- (6)～(9) 略

(鉄道警察隊及び航空隊)

第21条 地域課に鉄道警察隊及び航空隊を附置する。

2 略

3 航空隊においては、前条第5号に掲げる事務のうち次の事務を行う。

- (1) 警察用航空機の運用に関すること。
- (2) その他警察本部長の命ずる事項に関すること。

(捜査第二課)

第27条 捜査第二課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 偽造、贈収賄、詐欺_____、背任、横領その他の知能的犯罪の捜査に関すること。
- (2)・(3) 略

(組織犯罪対策第一課)

第29条 組織犯罪対策第一課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)～(4) 略
- (5)・(6) 略

(警備部の分課)

第42条 警備部に次の課及び隊を置く。

- 警備第一課
- 警備第二課
- 国体・障スポ対策課
- 機動隊

に属しないこと。

(警備第一課)

第43条 警備第一課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警備情報の収集、整理その他警備情報に関すること（警備企画課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 警備犯罪の捜査に関すること（警備企画課の所掌に属するものを除く。）。

(警備第二課)

第44条 警備第二課においては、次の事務をつかさどる。

(1)・(2) 略

(3)～(6) 略

(7) 警察用航空機の運用に関すること。

(航空隊)

第44条の2 警備第二課に航空隊を附置する。

2 航空隊においては、前条第7号に掲げる事務を行う。

第44条の3 略

(警備第一課)

第43条 警備第一課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警備警察の企画運営に関すること。
- (2) 警備情報の収集、整理その他警備情報に関すること（警備第二課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 警備犯罪の捜査に関すること

_____。
(4) 警備警察に関する資料の整備及び保存に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の所掌に属しないこと。

(警備第二課)

第44条 警備第二課においては、次の事務をつかさどる。

(1)・(2) 略

(3) 警備情報の収集、整理その他警備情報に関すること（警備第一課の所掌に属するものを除く。）。

(4)～(7) 略

第44条の2 略

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

栃木県公安委員会規則第6号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県公安委員会委員長 古 澤 利 通

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則（昭和42年栃木県公安委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別記様式第12号(3)中「（株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に供する担保の場合は除く。）」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

警 察 本 部

栃木県警察本部訓令甲第1号

栃木県警察事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県警察本部長 野井 祐一

栃木県警察事務決裁規程の一部を改正する訓令

栃木県警察事務決裁規程（平成12年栃木県警察本部訓令甲第34号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第3条関係） 本部長決裁事項～サイバー犯罪対策課長専決事項 略 地域課長専決事項 1 略 <u>2 略</u> 刑事総務課長専決事項～交通指導課長専決事項 略 <u>警備企画課長専決事項</u> <u>1 主管する犯罪の取締り、手配及び通報に関すること。</u> <u>2 軽易な犯罪に関する申通報に関すること。</u> <u>3 主管する軽易な警備情報に関すること。</u> 警備第一課長専決事項 略 警備第二課長専決事項 1・2 略 <u>3 警察用航空機の運用に関すること。</u> 国体・障スポ対策課長専決事項～警察署副署長専決事項 略	別表（第3条関係） 本部長決裁事項～サイバー犯罪対策課長専決事項 略 地域課長専決事項 1 略 <u>2 警察用航空機の運用に関すること。</u> 3 略 刑事総務課長専決事項～交通指導課長専決事項 略 警備第一課長専決事項 略 警備第二課長専決事項 1・2 略 <u>3 主管する軽易な警備情報に関すること。</u> 国体・障スポ対策課長専決事項～警察署副署長専決事項 略

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

栃木県警察本部訓令甲第2号

栃木県警察文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県警察本部長 野井 祐一

栃木県警察文書取扱規程の一部を改正する訓令

栃木県警察文書取扱規程（平成12年栃木県警察本部訓令甲第23号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
別表第3（第30条、第31条関係） 1 本部所属の記号 <table border="1"> <thead> <tr> <th>本 部 所 属 名</th> <th>記 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">警 備 部</td> <td>警 備 企 画 課</td> <td>栃 備 企</td> </tr> <tr> <td>警 備 第 一 課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 2・3 略	本 部 所 属 名	記 号	略		警 備 部	警 備 企 画 課	栃 備 企	警 備 第 一 課	略	略	略	略		別表第3（第30条、第31条関係） 1 本部所属の記号 <table border="1"> <thead> <tr> <th>本 部 所 属 名</th> <th>記 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警 備 部</td> <td>警 備 第 一 課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 2・3 略	本 部 所 属 名	記 号	略		警 備 部	警 備 第 一 課	略	略	略	略	
本 部 所 属 名	記 号																								
略																									
警 備 部	警 備 企 画 課	栃 備 企																							
	警 備 第 一 課	略																							
	略	略																							
略																									
本 部 所 属 名	記 号																								
略																									
警 備 部	警 備 第 一 課	略																							
	略	略																							
略																									

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。